

答申第 638 号

平成 29 年 6 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 1 月 23 日付けで諮問された特定条例の解釈に係る根拠文書不存在の件（諮問第 716 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定条例の解釈に係る根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年12月22日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定条例の解釈に係る根拠文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年1月4日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年1月10日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに実施機関が条例第20条第3項の規定に基づき提出した資料における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件対象文書の不存在の理由として「請求対象となる行政文書を作成していないため」としているが、理由付記に不備があり、条例第1条の趣旨を理解せず、公開拒否をしていることは許されない。また、実施機関の公開を拒む理由では、審査請求人に対して法的根拠等の説明が全く明らかとならず、理由付記の趣旨に照らして不備の程度が甚だしく、理由付記の要件を満たさない。したがって、条例第10条第3項及び神奈川県行政手続条例第8条に違反していることから、本件処分を取り消すべきであり、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである。
- (2) 行政不服審査法は「審理の公正性の向上」を趣旨として平成26年に改正されているが、特定条例における行政不服審査制度の運用は、「審理の公正性、公平性」が担保されているとはいえず、不当である。ゆえに、審査請求人が公開

を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである。

(3) 実施機関による本件対象文書を作成する必要性がない旨の説明は、実施機関の独自見解であり、認めることができない。

#### 4 実施機関（県民局くらし県民部情報公開広聴課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき提出した資料における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書の内容である特定条例の解釈とは、行政不服審査法第9条第1項本文ただし書の規定により、いわゆる審理員制度の適用が除外された特定条例に基づく処分等に係る審査請求に当たり、当該審査請求に係る処分庁及び審査庁事務の担当者を別にすることが適当である旨を定めたものである。

同制度の適用除外を行った場合には、同法第9条第3項の規定により、審理員が行うとされている審査請求に係る諸手続を審査庁が担うことになるが、特定条例に基づく処分等を行う知事には上級行政庁がなく、本県にあっては、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となることから、原処分を行った処分庁が審査請求に係る諸手続を行うことになる。

他方、同法は、「審理の公正性の向上」を第一の目的として、平成26年に全部改正がされているが、審理員制度の下にあって、原処分の決定に関与した者等を審理員に指名しないこととしていること（同法第9条第2項第1号）は、「審理の公正性の向上」という法改正の目的を如実に表している。

したがって、審理員制度の適用を除外し、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となる場合にあって、同法の改正趣旨である「審理の公正性の向上」に照らし、両事務の担当者を別にすることが望ましいことは明らかであり、その趣旨をそのまま記載している特定条例の解釈について、その当否を検討する必要性は存在しないため、その根拠となる本件対象文書は作成していないものである。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 本件対象文書について

当審査会が確認したところ、本件対象文書は、特定条例の解釈や運用の基準

を定めた文書にある記載内容の当否を検討するに当たり、その根拠となった文書である。

(2) 本件対象文書の存否について

ア 審査請求人は、本件対象文書を作成する必要性がないとした実施機関の説明は、実施機関の独自見解にすぎないこと等を理由に、審査請求人が公開を求める趣旨と合致する本件対象文書について、改めて公開するか否かを決定すべきである旨主張している。しかしながら、審査請求人のかかる主張は、次の理由により採用することができない。

イ 当審査会が確認したところ、特定条例の特定規定には、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定に基づき審理員制度の適用を除外することが定められている。

このことから、同条第3項の規定により、特定条例に基づく処分等について審理員が行うとされている審査請求に係る諸手続は、審査庁が担うこととなるが、特定条例に基づく処分等を行った知事には上級行政庁がなく、本県にあっては、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となることから、原処分を行った処分庁が審査請求に係る諸手続を担うことが認められる。

他方、同法は、平成26年に全部改正がされ、「審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することになる者」以外の職員が審査請求人と処分庁の主張を公平に審査する、いわゆる審理員制度が導入されているが、このことは「審理の公正性の向上」を図るという法改正の目的を具現化したものと認められる。

これらのことを踏まえると、特定条例に基づく処分等に係る審査請求に係る諸手続において、審査庁と処分庁の事務を行う所管課が同一所属となる場合に、処分庁及び審査庁事務の担当を別にすることは、同法の改正趣旨が「審理の公正性の向上」にあることにかんがみれば自明のことであり、かかる記載内容を立案するに当たり、その当否を検討する必要性は存在しないため、根拠となる本件対象文書は作成しておらず、不存在であるという実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

(3) その他

審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が不存在である場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。

これを本件について見ると、実施機関は、本件処分の理由について、本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備にはあたらないと認められる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 1 月 23 日	○ 諮問
2 月 14 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
4 月 28 日 (第 163 回部会)	○ 審議
5 月 16 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
5 月 23 日 (第 164 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 6 月 1 日現在) (五十音順)